

長良川直轄河川改修事業

報告資料

令和2年7月27日

国土交通省 中部地方整備局
木曾川上流河川事務所
木曾川下流河川事務所

目 次

1. はじめに	1
2. 評価の視点 費用対効果分析	2
3. 県への意見聴取結果	3
4. 対応方針(案)	3
5. 令和元年度 第5回木曽川水系流域委員会における審議	4

1. はじめに

今回、事業再評価を実施する理由

■ 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。

○ 木曾川水系河川整備計画を変更 ※令和2年3月31日策定

事業計画(河川整備計画)の変更内容

- 長良川遊水地整備について、事業箇所・整備方針等を明記した。
- 地震・津波に対する安全性の強化について、具体的な整備目標を明記した。

○ 事業期間： 変更無し (平成20年度～令和19年度)

○ 総事業費： 変更無し (約1,174億円)

流域委員会と事業評価監視委員会との関係について

■ 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

○ 「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第4の1(4)
令和2年2月13日流域委員会における審議の結果

2. 評価の視点 費用対効果分析

事業全体に要する総費用(C)は約1,497億円であり、この事業によりもたらされる総便益(B)は約3兆1,145億円となります。これをもとに算出される費用対便益比は20.8となります。

令和3年度以降の残事業に要する総費用(C)は約711億円であり、この事業によりもたらされる総便益(B)は約6,242億円となります。これをもとに算出される費用対便益比は8.8となります。

費用対便益比

	全体事業評価		残事業評価		要因
	前回評価	今回評価	前回評価	今回評価	
B/C	31.9	20.8	20.6	8.8	
総便益 B	35,048 億円	31,145 億円	16,592 億円	6,242 億円	・基準年の変更 ・土地利用等流域条件変化の反映に伴う便益の減少
便益	35,022 億円	31,128 億円	16,565 億円	6,233 億円	
一般資産便益	12,576 億円	17,320 億円	5,945 億円	3,484 億円	
農作物便益	24 億円	25 億円	12 億円	5 億円	
公共土木施設便益	21,303 億円	11,490 億円	10,071 億円	2,329 億円	
営業停止損失	536 億円	1,039 億円	259 億円	183 億円	
応急対策費用	583 億円	1,253 億円	279 億円	231 億円	
残存価値	26 億円	18 億円	28 億円	9 億円	
総費用 C	1,098 億円	1,497 億円	807 億円	711 億円	・基準年の変更による増加
建設費	854 億円	1,136 億円	634 億円	558 億円	
維持管理費	244 億円	361 億円	173 億円	153 億円	

総便益：評価時点を現在価値化の基準点とし、治水施設の整備期間と治水施設(B)の完成から50年間までを評価対象期間にして、年平均被害軽減期待額を割引率を用いて現在価値化したものの総和

残存価値：将来において施設が有している価値

総費用：評価時点を現在価値化の基準点とし、治水施設の整備期間と治水施設(C)の完成から50年間までを評価対象期間にして、建設費と維持管理費を割引率を用いて現在価値化したものの総和

建設費：長良川の治水施設の完成に要する費用（残事業は、R3以降）

維持管理費：長良川の治水施設の維持管理に要する費用

割引率：「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一の運用指針」により4.0%とする。

※今回評価基準年：令和2年度

※評価対象事業：当面の目標（概ね30年）に対する河川改修事業

※実施済の建設費は実績費用を計上

※総便益(B)は整備全体の内河川改修事業の整備実施による浸水被害軽減額より算出

要因感度分析結果

- ・B/Cは現時点の資産状況や予算状況をもとに算出している。
- ・今後、社会情勢の変化により、事業費や資産状況が変動する可能性がある。
- ・そこで、①事業費、②工期、③資産評価単価を±10%変動させた場合のB/Cを算出した。

	全体事業 (B/C)	残事業 (B/C)
残事業費 (+10%~-10%)	20.1~21.6	8.1~9.5
残工期 (+10%~-10%)	21.2~20.3	8.8~8.6
資産額 (-10%~+10%)	18.9~22.7	8.0~9.6

3. 県への意見聴取結果

岐阜県、愛知県、三重県への意見聴取の結果(河川整備計画を策定する上での事業評価に関する意見聴取)は、以下のとおりです。

岐阜県

- ・「木曾川水系河川整備計画(変更)を策定する上での事業評価」に対して、異存はありません。
- ・長良川の遊水地整備をはじめ、木曾川水系河川整備計画に基づく施設整備について、着実に進められたい。

愛知県

- ・「木曾川水系河川整備計画(変更)を策定する上での事業評価」に対して、異議はありません。

三重県

- ・「木曾川水系河川整備計画(変更)を策定する上での事業評価」に対して、異議はありません。
- ・洪水・高潮対策の促進について、早期に対策効果を発現されるよう、効果的かつ効率的な河川整備を進めること等を要望する。

※全国地方公共団体コード順

4. 対応方針(案)

以上のことから、木曾川水系河川整備計画に基づく、長良川直轄河川改修事業を継続していきます。

「令和元年度 第5回 木曽川水系流域委員会」を開催し、木曽川水系河川整備計画変更(案)及び木曽三川直轄河川改修事業の再評価について審議を行いました。

【開催概要】

日時 : 令和2年2月13日(木) 15:00 - 17:00

会場 : プライムセントラルタワー名古屋駅前店
13階 第4+5会議室

【主な議事】

- ・木曽川水系河川整備計画変更(案)の進捗状況
- ・木曽三川直轄河川改修事業の再評価



委員会開催状況

○対応方針(原案)について、事業継続で了承されました。

【主な意見】

- ・費用対効果分析における人的被害の被害指標について、近年のソフト対策等も考慮した避難率の設定が必要である。
- ・社会機能低下被害の被害指標について、医療施設及び社会福祉施設の他に教育施設も追加できるのではないか。